

H28.2.29 現在

【男女の平均継続勤務年数の差異】

(左右会)

男性	7年
女性	9年

(橋友会)

男性	5年
女性	6年

医療法人 左右会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

2. 定量目標

- ・平均継続勤務年数を男性8年以上、女性10年以上にする。

3. 取組内容

妊娠中及び出産後の職員の健康管理についての情報収集をおこない、職員に制度の周知を継続する。

＜対策＞

- ①H28.4～ 各施設・事業所にて職員の状態を把握し、就業処遇の変更等必要な場合は法人本部と速やかに協議し対処する。
- ②H28.10～ 制度の活用など、法人インターネット等により随時職員へ情報提供を行う。

乳がん・子宮頸がん検診の定期受診出来る環境の提供と推奨を行い、女性職員の健康管理の強化を行う。

＜対策＞

- ①H28.12～ 就業中の職員が受診しやすいように検診日を数日設定する。
- ②H29.1～ プライバシー保護のため、健診結果を個人住居へ郵送するよう依頼する。
- ③H29.2～ 法人本部にて結果を把握し、有所見者への精密検査の勧奨等を行う。

制度の改正に則って、隨時、就業規則や育児・介護休業等における見直し改善を図り、職員が制度を活用しやすいよう情報提供を行う。

＜対策＞

- ①H28.4～ 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等の諸制度の改定に対応する。
- ②H28.10～ 諸規則改定においては、法人インターネット等にアップロードし、全職員がダウンロード可能な体制を敷き、タイムリーな職員への情報提供をおこなう。また、法人会議録等で報告し全職員への周知を促す。
- ③H29.1～ 女性職員だけでなく、男性職員の育児休業取得を推進する。

社会福祉法人 橋友会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

2. 定量目標

- ・平均継続勤務年数を男性6年以上、女性7年以上にする。

3. 取組内容

妊娠中及び出産後の職員の健康管理についての情報収集をおこない、職員に制度の周知を継続する。

＜対策＞

- ①H28.4～ 各施設・事業所にて職員の状態を把握し、就業処遇の変更等必要な場合は法人本部と速やかに協議し対処する。
- ②H28.10～ 制度の活用など、法人インターネット等により隨時職員へ情報提供を行う。

乳がん・子宮頸がん検診の定期受診出来る環境の提供と推奨を行い、女性職員の健康管理の強化を行う。

＜対策＞

- ①H28.12～ 就業中の職員が受診しやすいう様に検診日を数日設定する。
- ②H29.1～ プライバシー保護のため、健診結果を個人住居へ郵送するよう依頼する。
- ③H29.2～ 法人本部にて結果を把握し、有所見者への精密検査の勧奨等を行う。

制度の改正に則って、隨時、就業規則や育児・介護休業等における見直し改善を図り、職員が制度を活用しやすいよう情報提供を行う。

＜対策＞

- ①H28.4～ 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等の諸制度の改定に対応する。
- ②H28.10～ 諸規則改定においては、法人インターネット等にアップロードし、全職員がダウンロード可能な体制を敷き、タイムリーな職員への情報提供をおこなう。また、法人会議録等で報告し全職員への周知を促す。
- ③H29.1～ 女性職員だけでなく、男性職員の育児休業取得を推進する。